

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶發的な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第4章までの規定により、旅行者は他の法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の規定によれば、身体に傷害を被ったときに、死因又は疾患が原因となる場合は、死因又は疾患に対する治療費を支払います。ただし、細菌性体内中毒は含まれません。

（用語の定義）

第2条 本規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款企画旅行規約の部第2条第1項及び企画旅行規約の部第2条第1項に記載するものとします。

2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた会員券等によって提供される該企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、旅行者があらかじめ定めた会員旅行の行程の始発地において、離脱及び到着の予定時まであるときを、離脱の時から復帰の予定時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び到着の予定時をもつて、離脱の時から復帰の予定時まであるときは、「離脱の時から復帰の時まで」の期間とします。

3 当該企画旅行日程に、旅行者が当社に係る運送、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行の標準によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による死因補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書に明示したときは、「企画旅行参加中」とはいたしません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 派乗員、当社の使用人又は代理人が受け行う場合は、その受け完了時
- (2) 前号の受け行が行われない場合において、最初の運送、宿泊機関等

イ 駕籠であるときは、乗客のみが登場できる運送構内からの退場時

ロ 船舶であるときは、乗客の船終了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該車両乗車時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関からの施設であるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受けるべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、この限りではありません。

3 旅行者の自殺行為。殺害行為又は争闘行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

4 旅行者が法令で定めた運送料金等を持たないで、又は酔に酔して正常な運転ができるない状態で運転する車両又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

5 旅行者が故意に法令に違反する行為を行いつゝ、又は法律に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

6 旅行者の脳膜炎、肺炎又は心臓疾患。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

7 旅行者の妊娠、出産、流産又は外因性の治療その他の医療処置。ただし、当社の補償対象範囲に該当する場合は、この限りではありません。

8 旅行者の病状の悪化、外因性の治療その他の医療処置。ただし、当社の補償対象範囲に該当する場合は、この限りではありません。

9 犯罪、外因の暴力行使、強制、威迫等。内乱、武力反乱その他のこれらに類似の事変又は戦争。（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が否され、維持維持並大なる影響を認められる状態をいいます。）

10 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故。

11 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

12 第10号以下の放射線照射又は放射能汚染。

2 当社は、原因のない場合に問わず、頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

1 (1) 地震、噴火又は津波

2 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合－その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当社があらかじめ定めた運送料金等を持たないもの又は、運送料金等を支払いません。ただし、各号の行為が当社があらかじめ定めた運送料金等を持たないもの又は、運送料金等を支払いません。

1 (1) 旅行者が別表第1又は別表第2による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能検査を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車等は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。

2 (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能検査を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車等は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。

3 (3) 航空運送事業者、路線を走めて運航する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）の飛行による機内での怪我。

4 (4) 旅行者が別表第1又は別表第2による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能検査を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車等は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。

5 (5) 旅行者が別表第1又は別表第2による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能検査を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車等は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「死亡補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。

2 前項規定によれば、旅行者が事故の日の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあり、または、当該旅行者が事故の日の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあり、または、既に支払った後遺障害補償金の額を、旅行者1名につき、死因補償金及び見舞金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げてない後遺障害補償金に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的立場等に問題なく、身体の障害の程度によって、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の額を支払います。

4 同一事故により2種以上の後遺障害補償金が生じた場合は、当社は、その各々に就き前項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7.8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対する賠償額は、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%を限度とします。

5 前各項に基づいて当該旅行の後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につれて補償金額をも限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する又は通常の生活ができないなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入院し、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対して、次回の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

1 (1) 平常の業務に従事する場合

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

40万円
20万円
10万円
4万円

（国内旅行を目的とする企画旅行の場合）

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第2の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態による期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払う場合にその合計額を支払います。

（入院見舞金の支払額）

第9条 当社が損害補償金を支払うべき損害額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び地における被災対象品の価額又は補償対象品を損害が発生の直前の状態に復旧する必要がある場合に適用されます。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第10条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第11条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第12条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第13条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第14条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第15条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第16条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第17条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第18条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第19条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第20条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第21条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第22条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第23条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第24条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第25条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第26条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第27条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第28条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第29条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第30条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第31条 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき10万円を超えるときは、当社は、その他の損害の額を10万円にみなして当項の規定を適用します。

3 当社が損害額を支払うべき損害額の額は、旅行者1名について1回の事故につき15万円を限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は1回に支払いません。

（被災対象品の支払額）

第32条 当社が損害額を支払うべき損害額の額